

議案第236号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、健康保険法施行令の一部改正に鑑み、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「必要があると認めるときは、健康保険法施行令」を「健康保険法施行令」に、「参酌して規則」を「勘案し、必要があると認めるときは、規則」に、「この額」を「これ」に、「加算した額を支給する」を「加算する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第7条第1項本文の規定は、この条例の施行の日以後に生じた出産に係る保険給付について適用し、同日前に生じた出産に係る保険給付については、なお従前の例による。